

道志村かんたん窓口システム導入  
事業者選定(プロポーザル方式)公募要領

令和 6 年 4 月

道志村役場ふるさと振興課

## 【目 次】

1. 目的・事業概要
2. 本プロポーザルが対象とする事業名
3. 担当部署
4. 選定方式
5. スケジュール
6. 参加資格
7. 審査方法
8. 契約
9. 失格事項
10. 特記事項
11. その他

## 1. 目的・事業概要

### (1) 目的

本村の高齢化率は令和2年度国勢調査により38.2%であり、全国平均の28.4%と比較しても高い割合となっている。高齢化率の上昇に伴い、窓口での手続きにおいて、申請書等への記載が困難な利用者が増えており、証明書等の発行手続きが円滑に進まない事態が発生している。よって、マイナンバーカード等を活用した「書かない窓口」の仕組みを取り入れ、申請者の利便性向上を図ることを目的としてプロセスの自動化を図るシステムを構築する。公募型プロポーザル方式により広く提案を募集し、内容を総合的に審査したうえ、導入業者を選定する。

### (2) 概算事業費

上限 5,891 千円（税込） 最低制限価格なし

### (3) 事業概要

構築するシステムは、以下の構成とする。

#### ①「申請書作成支援・手続き案内システム」、「証明書交付システム」

マイナンバーカードの利活用範囲拡大を図りつつ、住民の利便性向上と職員の業務効率向上を実現し、マイナンバーカードを活用するもの。

#### ②「申請管理システム」

マイナポータルの申請データを住基システムまで自動連携し、職員の業務効率向上を実現するもの。

※詳細は、別紙「かんたん窓口システム導入委託業務仕様書」のとおり

## 2. 事業名及び工事名

道志村かんたん窓口システム導入事業

## 3. 担当部署

- (1) 実施主体 道志村役場 ふるさと振興課
- (2) 住 所 〒402-0209 山梨県南都留郡道志村 6,181-1
- (3) 電話番号 0554-52-2115
- (4) F A X 0554-52-2574
- (5) M A I L furusato@vill.doshi.lg.jp

## 4. 選定方式

プロポーザルの内容を審査するため「道志村かんたん窓口システム導入事業者選定委員会」を設置し書類選考及び提案者からヒアリングを実施し選定する。

## 5. スケジュール

### (1) 提案参加申込書の提出

本要領に基づき、参加意思がある事業者は「様式1」に必要事項を記入し、社印及び実印を押印の上、次により道志村ふるさと振興課まで提出すること。

- ①提出期限 令和6年5月10日(金) 午後5時まで
- ②提出先 3. 担当部署 参照
- ③提出方法 郵送、持参

※公募期間に参加意思表示するものが無い場合は、公募期間を再設定した上で再公募する。

※提案参加の申し込みをしたにもかかわらず、提案を辞退する場合は「様式2」に必要事項を記入し、社印及び実印を押印の上、提案書等の提出期限までに提出先に提出する。

### (2) 質問書の提出

本要領の内容について疑義のある場合は、「様式3」により提出すること。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要。

- ①提出期限 令和6年5月17日(金) 午後5時まで
- ②提出先 3. 担当部署 参照
- ③提出方法 電子メール
- ④回 答 令和6年5月20日(月) ※電子メールにて送信します。

### (3) 提案書の提出

本要領に基づき、プロポーザル提出の意思について、次により提出すること。

- ①提出書類：記述形式任意 (A4両面カラー印刷)
  - ・提案書 ・会社概要 ・業務実績書 ・機能要件書 ・見積書 ・工程計画表
- ②提出期限 令和6年5月22日(水) 午後5時まで
- ③提出部数 正本1部、副本6部
- ④提出先 3. 担当部署 参照
- ⑤提出方法 郵送、持参

### (4) 提案書等によるヒアリング

令和6年5月27日(月) (予定)

- ・実施日については、3日前までに実施通知をします。
- ・参加事業者から提案書等の説明をしていただきます。

### (5) 審査結果発表及び通知

審査会終了後 (令和6年5月30日頃を予定)

審査結果は応募者全員に通知します。

## 6. 参加資格

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号の規定のいずれにも該当しないもの。

## 7. 審査方法

道志村が設置する選定委員会において、5.（3）により提出された提案書及びその他の提出書類等の内容に基づき審査し、最も優れた事業者及び次点者を選定します。

## 8. 契約

### （1）契約先

審査結果に基づき、最も優れた事業者と本事業請負契約締結交渉を行います。なお、この手続に参加した者が、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行われないことがあります。この場合は、次点者と契約の締結交渉を行います。

### （2）業務の契約期間

契約締結後から令和 7 年 1 月 31 日まで

### （3）支払い方法

前払い金（契約額の 40%以内）及び完成払い

### （4）契約変更の取扱

契約締結後、条件変更等不可抗力な状況が発生した場合は、契約変更の対象とし、技術的所見等に基づき作成された実施計画の内容の見直しを行うものとする。

### （5）契約方法及び保証金

契約方法については、決定業者と協議の上決定する。

契約保証金あり

## 9. 失格事項

- （1）この要領に定める手続以外の手法により、事業者が審査委員又は関係者に本プロポーザル協議に関する援助を直接又は間接に求めた場合、その事業者は失格となります。
- （2）提出書類が次に掲げる事項の一つに該当する場合、提出した事業者は失格となる場合があります。
  - ア. 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
  - イ. 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの

- ウ. 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- エ. 虚偽の内容が記載されているもの

## 10. 特記事項

- (1) 成果物に重大な誤りがあった場合は、受託者において、修正等の必要な処置を講ずること。受託者は責任の所在を明らかにするため、データの入手先、担当者等を記録しておくこと。
- (2) 成果物の利用権は道志村に帰属する。
- (3) その他、業務実施にあたり、関係法令を遵守し業務の遂行にあたること。

## 11. その他

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は提案者の負担とします。
- (2) 提出書類は提案者に無断で使用しないものとしますが、審査作業に必要な範囲において複製を作成します。
- (3) 提出書類は返却しません。
- (4) 選定者特定後に契約対象となる業務内容は、技術提案書に記載された内容に拘束されるものではないものとします。

様式 1

道志村かんたん窓口システム導入事業提案参加申込書

令和 年 月 日

道志村長 長田 富也 様

住所（所在地）〒  
（フリガナ）  
商号又は名称  
（フリガナ）  
代表者職氏名

道志村かんたん窓口システム導入事業者選定プロポーザルに参加したいので、関係書類を添えて提案参加資格の審査を申請します。

なお、参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを制約します。

また、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する事実はなく、本申込の提出時において、各種停止処分は受けておりません。

事務担当者

担 当 部 署	
担 当 者 職 氏 名	
電 話 番 号（内線）	
F A X 番 号	
E - m a i l	

様式2

## 辞 退 届

令和 年 月 日

道志村長 長田 富也 様

住所（所在地）〒  
（フリガナ）  
商号又は名称  
（フリガナ）  
代表者職氏名

下記の理由により、道志村かんたん窓口システム導入事業者選定プロポーザルへの参加を辞退します。

記

理由



様式3

# 質 問 書

令和 年 月 日

提案参加申込者の 商号又は名称	
質 問 者 (連絡先)	部署 氏名 E-mail  TEL FAX

質 問 項 目	
(内 容)	